

大分市高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取扱指針

1 目的及び趣旨

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」）及び社会福祉各法に法的位置付けのない住宅（以下「法的位置付けのない住宅」という。）（以下これらを「高齢者向け住宅」と総称する。）においては、通常の住宅での日常生活に困難が生じた高齢者に対して、住居を提供するとともに、食事、見守り等の付帯サービスの提供が行われているが、本市は、提供されるサービスの内容、対価、提供の仕組み等高齢者向け住宅に入居する生活保護受給者（以下「受給者」という。）の最低生活の維持について、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）との整合性の十分な確認を行い、提供されるサービスが真に高齢者向け住宅に入居する受給者の状況に応じたものであるかの確認及び評価を継続して行う必要がある。

この指針は、高齢者向け住宅を運営する事業者であって、高齢者向け住宅の所有者又は管理者及び当該高齢者向け住宅における付帯サービスを提供する事業者（委託契約等で第三者が介護サービス等を提供する場合を含む。）（以下「事業者」という。）が確認し、又は遵守すべき事項を定め、及び本市が事業者に対して行政指導を行う事項を定めることを目的とする。

2 受給者が高齢者向け住宅に入居する場合の取扱い

(1) 本市が受給者の入居を認める場合

ア 本市が受給者の高齢者向け住宅への入居を認める場合は、原則として入居する住宅は社会福祉各法に定められた住宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等をいう。）であり、大分市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年4月1日施行）、大分市サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針（平成31年4月1日施行）を遵守している事業者であること。

イ 本市は、法的位置付けのない住宅への入居は、原則認めない。ただし、法的位置付けのない住宅への入居が真にやむを得ないと本市が判断した場合は、その限りでない。

(2) 受給者の入居に当たり事業者を求める事項

ア 事業者は、受給者を入居させようとする場合は、受給者に対し、高齢者向け住宅の設備、家賃、管理費、共益費等の詳細をあらかじめ重要事項説明書に基づき説明すること。

イ 事業者は、住宅提供に係る契約（賃貸借契約等の契約をいう。以下「入居契約」という。）、食事、見守り等の付帯サービスの提供に係る契約について、それぞれ独立した契約を締結する等付帯サービスの提供内容について受給者に対して明確にすること。

ウ 事業者は、食事、見守り等の付帯サービス提供の詳細な定めについて十分な説明を受給者に対して行うこと。

エ 事業者は、受給者から提供する住宅への入居の申込みその他入居についての相談を受けた場合は、受給者との間で入居契約を締結する前にあらかじめ本市に報告すること。また、入居に当たっては入居に至る経過を本市に報告すること。

オ 事業者は、敷金、保証金等の入居一時金の内訳及び入居後に必要な費用について本市に詳細に報告し、入居契約書及び重要事項説明書の写しを提出すること。また、入居後に費用の内容について変更が生じた場合は、速やかに本市に報告を行うこと。

3 生活保護制度との整合性について

- (1) 事業者は、受給者が高齢者向け住宅において外付けサービス（医療、介護等のサービスをいう。以下同じ。）を受ける場合は、外付けサービスについて説明を行うこと。また、受給者本人の意思で外付けサービスの事業者を選定することを妨げないこと。
- (2) 事業者は、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第2条の4の2において禁止されている通り医療機関等から経済上の利益の提供を受け患者の紹介を行わないこと。
- (3) 事業者は、医療又は介護提供機関については、可能な限り市内の事業所を活用し、やむを得ず遠隔地の事業所を利用する場合は、事前に本市に報告すること。
- (4) 事業者は、種々の施策の活用の見込みがある場合については、給付の手續が円滑に行われるよう配慮すること。
- (5) 事業者は、社会保険未加入の40歳以上65歳未満の要介護者等の受給者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める各種サービス等が適用される場合は、介護扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項に規定する介護扶助をいう。）に優先し、障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）等の給付の手續きが円滑に行われるよう配慮すること。
- (6) 事業者は、保護基準に関する規定により、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される受給者について、住宅扶助（生活保護法第14条）に関する規定により家賃が支給される期間（原則、入院又は入所後6か月以内に退院又は退所できる見込みのある場合に限り、入院又は入所後6か月間を限度とする。）は、入院又は入所を入居契約の解約事由としないこと。
- (7) 事業者は、受給者から家賃以外に高齢者向け住宅における生活費用として徴収する費用（管理費、共益費、食費、雑費等をいう。以下「生活費用」という。）について、生活保護法第12条に基づく生活扶助費の範囲内で最低生活が維持可能な額とすること。また、受給者と受給者以外の者について、合理的理由なく家賃及び高齢者向け住宅における生活費用として徴収する費用に差を設けないこと。
- (8) 事業者は、保護基準に関する規定により、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される受給者から徴収する生活費用について、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費等にて算定された保護費の範囲内で最低生活が維持可能な額とすること。
- (9) 事業者は、生活保護法第8条第1項に定める基準によるサービスの提供をおこない、区分支給限度額を超えるような全額自費となる介護サービス等の提供を行わないこと。また、受給者から別途費用を徴収する事由が起きた場合は、受給者や扶養義務者等から直接費用を徴収しないこと。
- (10) 本市は、高齢者向け住宅における付帯サービス中に起きた事故等について責任が事業者にある場合は、原則、医療扶助の適用を行わないため、事業者は、その費用を負担すること。

4 調査について

- (1) 事業者は、本市が受給者の生活を総合的、かつ、詳細に把握するために行う医療の受診状況、介護サービス利用状況等の実態調査に協力すること。また、本市は、必要に応じて受給者に対して検診を命じることがある。
- (2) 本市は、高齢者向け住宅に入居している受給者の最低生活が保障され、自立に役立つサービスが実施されていることを把握するため、当該高齢者向け住宅に対して定期的な訪問を行う。
- (3) 本市は、必要に応じて、高齢者向け住宅に対して、受給者が生活可能な環境であるか事前に訪問し、高齢者向け住宅を所管する部署等に質問をする等により設備等の状況等を確認することがある。

5 事故の対応について

事業者は、高齢者向け住宅内で事故等が生じた場合は、事故等が発生した責任の所在によって医療扶助の適用ができない場合があるため、速やかに本市に事故等の詳細を報告すること。なお、報告対象は、大分市長寿福祉課及び大分市住宅課が報告を求める同様の事項とする。

6 生活保護費の交付等

- (1) 生活保護費は、受給者に対して交付することが原則であり、受給者による金銭の自己管理が困難な場合は、本市は、日常生活自立支援事業、成年後見制度等について利用を促すことがある。
- (2) 受給者から事業者に対して、事業者との契約に基づき金銭の管理を事業者に依頼する旨の申出があった場合は、事業者は、当該契約が成立するまでの間に、その相手方である受給者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を交付した上で説明しなければならない。また、事業者は、説明を行った者をして、契約書に署名又は記名押印をさせなければならない。
 - ア 事業者の氏名又は名称及び住所
 - イ 金銭等管理サービスの提供機関
 - ウ 有償で金銭の管理を行う場合に当たっては、その対価
 - エ 金銭等の管理方法
 - オ 受給者及びその家族への報告の方法及び時期
 - カ 契約の解除に関する事項
- (3) 事業者は、受給者との契約に基づき金銭の管理を行う場合、本市から契約書の写しの求めがあれば、当該契約書の写しを本市に交付しなければならない。
- (4) 事業者は、受給者との契約に基づき金銭の管理を行う場合は、現金出納簿を確実に作成し、本市から現金出納簿の求めがあれば、速やかにその提示を行い、契約内容を説明する書面を交付しなければならない。また、事業者は、説明をした者をして、契約書に署名又は記名押印をさせなければならない。

7 受給者に対する指導

本市は、当該高齢者向け住宅が1から6までの項目内容に該当しない住宅と判断した場合、受給者に対して転居指導を行うことがある。併せて、判断の内容について関係機関に通知することがある。

8 その他

事業者は、この指針の施行以前に受給者が入居している場合、指針に適合するように努めるものとする。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。